

22年度 東久留米市 財政健全化判断比率などを公表します

方債残高が減少していることなどが挙げられます。23年度決算に基づく指標も改善されるよう、引き続き適切な財政運営に努めていきます。

(1) 実質赤字比率
実質赤字比率は、標準財政規模に対する一般会計等の実質赤字額の割合を示すものです。このため、実質収支額が黒字となる場合は「(数値なし)」と表記されます。

(2) 連結実質赤字比率
連結実質赤字比率は、一般会計および特別会計の実質赤字額の合計が標準財政規模に占める割合を示すものです。この合計額が黒字となる場合は「(数値なし)」と表記されます。

(3) 実質公債費比率
実質公債費比率は地方債元利償還金、公債費に準ずる債務負担行為など実質的な債務全てにかかる償還額の標準財政規模に対する割合を示すもので、過去3カ年平均の数値で表されます。

(4) 将来負担比率
将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合を示す指標です。

また、実質公債費比率は4.7割、将来負担比率は39.7割となり、21年度に引き続き前年度より改善しています。主な要因としては標準財政規模(※)が増加したこと、地

資金不足比率

資金不足比率は、公営企業ごとの資金不足額が事業の規模に対してどの程度あるのかを示すものであり、東久留米市は下水道事業特別会計が対象となります。

22年度は、資金不足額がないため、資金不足比率は「(数値なし)」となっています。

早期健全化基準、財政再生基準および経営健全化基準

健全化判断比率のうち一つでも早期健全化基準を超えた

資金不足比率

※()は昨年度の数値。 単位%

| 区分 | 資金不足比率 |
|---------|----------------|
| 東久留米市比率 | — (—) |
| 経営健全化基準 | 20.0 (20.0) |

場合には「財政健全化計画」を策定し、議会の議決を経て

健全化判断比率

※()は昨年度の数値。 単位%

| 区分 | 実質赤字比率 | 連結実質赤字比率 | 実質公債費比率 | 将来負担比率 |
|---------|------------------|------------------|----------------|------------------|
| 東久留米市比率 | — (—) | — (—) | 4.7 (5.3) | 39.7 (58.3) |
| 早期健全化基準 | 12.40 (12.44) | 17.40 (17.44) | 25.0 (25.0) | 350.0 (350.0) |
| 財政再生基準 | 20.0 (20.0) | 35.0 (40.0) | 35.0 (35.0) | |

※標準財政規模Ⅱ地方自治体の標準的な一般財源の規模を示す指標で、市税、普通交付税、臨時財政対策債などが含まれます。

住民に公表および都知事に報告する必要があります。また、財政再生基準を超えた場合には「財政再生計画」を策定し、議会の議決を経て住民に公表し、都知事経由で総務大臣に報告しなければなりません。

資金不足比率についても、その比率が経営健全化基準を超えた場合には「経営健全化計画」を策定し、議会の議決を経て住民に公表し、都知事に報告する必要があります。

詳しくは財政課 ☎470・7706へ。

シリーズ第3回 東久留米市の下水道について

前号までは、これまでの市の下水道事業の概要とその財政状況、問題点をお話ししました。今回は市が進めるこれからの下水道事業について説明します。

今後の下水道事業の考え方

市の下水道管は古いもので埋設後、約40年経過するものが約38%あり、この古くなった下水道管の再構築(※1)と集中豪雨時に発生する道路冠水の解消を目指す洪水対策および下水道施設の地震対策などの事業を、将来に向けて計画的かつ効率的に実施するために、中・長期視点での考えが重要となります。

下水道プランについて

本市が属する荒川右岸東部流域下水道の事業方針は、22年2月に都が策定した「東京都下水道事業経営計画2010」に示されています。

一方、国は地域特性などに配慮した自治体ごとの今後10年間の整備目標、具体施策などを示す「下水道ビジョン」の策定を求めています。市では、国や都の下水道事業の方向性を考慮しつつ、市の下水道事業が抱える課題に対応した公共下水道事業の中・長期的な計画「東久留米市公共下水道プラン」(以下「下水道プラン」)を作成しました。

下水道未接続世帯への取り組み

市の汚水処理人口普及率は100%とされていますが、下水道へ接続していない世帯がまだあるのが現状です。下水道未接続世帯から流れ出る雑排水は、直接川へ流れ込

むため、川全体に影響を及ぼします。市民に潤いと安らぎを与え、まちの象徴にもなっている水辺環境を維持するために、接続率100%を目指した取り組みを継続して進めていきます。

下水道経営の現状

市の下水道事業(汚水)における収入は、下水道使用料(※2)収入が大半を占め、不足分は一般会計からの繰入金となつていきます。一般会計からの繰入金が増加は他事業を圧迫し、結果的には市民生活に影響することとなります。支出については、これまでの建設に使った地方債(※3)の返済にあたる起債償還費が62%と大半を占めています。今後は、建設した施設を活用し、事業自体の独立採算を目指した経営が必要とされています。

これから下水道の役割

現在、市民の誰もが下水道施設を使用できる環境にあり、公共サービスとしてこれからは充実させていく必要があります。しかし、これまで整備してきた下水道施設のスロットは膨大な量であり、それらの老朽化が懸念されます。管さよの破損などが生じた場合、道路陥没や排水機能が停止する恐れがあります。さらに災害時にはトイレが使用できなくなるなど、市民生活・経済活動へ重大な影響を及ぼすことが危惧されます。また、本市が湧水のまちとして知られ、23年6月に「湧水・清流保全都市宣言」をするに至った豊かな水環境の保



「湧水・清流保全都市宣言」発表を行う馬場市長

下水道が今後に取り組む方向性

このように豊かな水環境の保全に貢献することなどを踏まえ、これからの下水道事業者が取り組むべき姿について、下水道プランの中で基本理念と基本方針を次の通りとしました。基本理念は、「快適生活と水と緑をつなぐ下水道」とし、基本方針は「健全な水循環の再構築」「安全・安心な循環の再構築」「下水道経営基盤の強化」の3つを掲げ、同方針に沿った事業展開を今後10年間で実施していく考えです。

次回下水道が持っている資源や最新の技術開発などについて紹介する予定です。

用語解説

(※1)再構築Ⅱ老朽化または陳腐化した施設を時代の新たな要請にも応えられるよう機能向上を含め改築、更新すること

(※2)下水道使用料Ⅱ下水道の維持管理費などの経費に充てるため、下水道管理者が条例に基づき使用者から徴収する料金

(※3)地方債Ⅱ地方公共団体が資金調達のために借り入れることによる債務で、その償還が一会計年度を越えて行われるものをいう

《事前に電話でご予約を》

| 相談名 | 相談日時 | 相談員 | 予約開始日等 | 会場 |
|-----------------------|---------------------------------|----------------|--|--|
| 法律相談 | 7日・14日 11日・18日 21日・28日 | 弁護士 | 12月1日(木) 12月15日(木) | 市役所 2階 相談室 午前8時 午後5時 電話 ☎470・7777 (代) |
| 登記相談 | 7日(水)午後1時から | 司法書士 | 12月2日(金) | |
| 表示登記相談 | 7日(水)午後1時から | 土地家屋調査士 | 12月2日(金) | |
| 税務相談 | 14日(水)午後1時から | 税理士 | 12月9日(金) | |
| 人権身の上相談 | 21日(水)午後1時から | 人権擁護委員 | 12月16日(金) | |
| 不動産相談 | 21日(水)午後1時から | 宅地建物取引主任者 | 12月16日(金) | |
| 交通事故相談 | 28日(水)午後1時から | 弁護士 | 12月22日(木) | |
| 相続・遺言・成年後見等 手続相談 | 14日(水)午前10時から | 行政書士 | 12月8日(木) | |
| 年金・労災・雇用保険 人事管理等相談 | 28日(水)午前10時から | 社会保険労務士 | 12月22日(木) | |
| 経営相談 | 平日の午前10時～午後4時 | 市商工会 経営指導員 | 前日までに東久留米市商工会 ☎471・7577 | |
| 女性の悩みごと相談 | 5日・12日 19日・26日 | 女性 カウンセラー | 11月21日(月) 午前9時から 12月5日(月) 電話で男女平等推進センター | |
| 女性弁護士による法律相談 | 2日(金)午前9時半～午後零時半 | 女性弁護士 | 11月18日(金) ☎472・0061 | |
| 耐震相談 | 14日(水)午後2時～5時 | 東久留米 建築設計協会 | 前日までに同協会事務局・桑原 建築設計事務所 ☎476・1515 | |
| 教育相談室 | 火曜～土曜日 午前10時～午後5時 ※電話相談も可 | 教育相談員 | 中央相談室 ☎473・3667 (成美教育文化会館内教育センター) 滝山相談室 ☎475・8909 (西中学校隣) | |
| 母子相談 | 開庁日 | 母子自立支援員 | 子育て支援課 ☎470・7736 | |

12月の気軽にお気無料相談

《直接会場へどうぞ》

| 相談名 | 相談日時 | 相談員 | 会場 |
|------------|------------------------------------|--------------------|------------------|
| 知的障害者相談 | 14日(水)午前10時～正午 | 知的障害者相談員 | 市役所1階 相談室 |
| 身体障害者相談 | 9日(金)午前10時～正午 | 身体障害者相談員 | |
| 心身障害者(児)相談 | 平日の午前9時～午後5時 ※電話相談も可 ☎477・2711 | さいわい福祉センター指導員 | さいわい福祉センター |
| 職業相談 | 開庁日の午前9時～午後5時 | ハローワーク三鷹職員 | 市役所1階 ワークコーナー |
| 住宅増改築相談 | 8日(木)午前10時～午後4時 | 市住宅増改築等斡旋事業登録団体協議会 | 市役所1階 屋内ひろば |
| 消費者相談 | 平日の午前10時～午後4時 ※電話相談も可 ☎473・4505 | 消費生活相談員 | 生活文化課 (市役所2階) |

《訪問します》

| | | | |
|--------|-----------------------------|---------|-----|
| 妊婦訪問 | 訪問希望の方は健康課保健サービス係 ☎477・0022 | 助産師・保健師 | ご自宅 |
| 赤ちゃん訪問 | | | |

※東久留米市社会福祉協議会では、市民ボランティア相談員による、電話なんでも相談 ☎474・4294 を月曜・水曜・金曜日の午前10時～午後4時に行っています。
※東京都でも、交通事故相談 ☎03・5320・7733 やヤミ金被害者相談 ☎03・5320・4727 を行っています。予約制でなく当日受け付けのため、詳しくはお問い合わせを。